

下妻市公告第 2 1 号

下妻市庁舎等整備工事を設計・施工一括発注で実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、下記のとおり公告する。

令和 2 年 6 月 2 2 日

下妻市長 菊 池 博

記

1 事業名

下妻市庁舎等整備工事

2 事業の概要

本事業は、老朽化した市庁舎と保健センターを集約化・複合化するため、実施設計及び施工を一括して行うもので、防災拠点の強化や環境負荷の低減等を目指すことで、持続可能かつ市民に親しまれる庁舎等を整備するものである。

3 履行期限

契約締結日から令和 5 年 1 0 月 3 1 日（水）まで

4 参加資格要件

(1) 参加者の構成

ア 参加者は代表者と構成員の 2 社による特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）によるものとし、代表者及び構成員は以下に掲げる資格を有するものとする。

(ア) 代表者 令和元・2 年度下妻市入札参加資格者名簿において、建設業法(昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号)第 2 7 条の 2 3 第 1 項に規定する経営事項審査の建築一式工事の総合評点（P）が 1,800 点以上であること。

(イ) 構成員 本市内に本店を有する企業で、同じく経営事項審査の建築一式工事の総合評点（P）が 800 点以上の者であること。

なお、構成員の出資比率は 5 %以上 20%以下の範囲とすること。

イ 参加者は、上記に加え、設計事務所等の協力会社とのグループ（以下「参加グループ」という。）応募を行うことも可とする。参加グループを構成する場合は、上記 2 社を含め 3 社とする。

(2) 共通する参加資格要件

参加者は、基準日において、次に掲げる要件を全て満たすものとする（以下 4.参加資格要件において同じ）。

なお、基準日から優先交渉権者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする（以下 4.参加資格要件において同じ）。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、以下に該当しない者であること。

(ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しない者、又は 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者

(イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

(ウ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

イ 令和元年・2 年度下妻市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

ウ 「下妻市入札契約に係る暴力団対策措置要綱」に基づく排除措置を受けていない者であること。

エ 「下妻市建設工事請負業者等指名停止措置要綱」に基づく、指名停止措置を受けていない者であること。

オ 委員会の委員でないこと。

カ 委員会の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織及び当該組織に所属する者でないこと。

キ 委員会の委員の研究室に所属する者でないこと。

ク 常勤で3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を、本業務全体の統括責任者（以下「統括代理人」という。）として専任で配置できること（配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする。）

ケ 「下妻市庁舎整備基本設計業務及び事業者選定支援業務委託」の実施者である、パシフィックコンサルタンツ株式会社、又は同社と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の100分の50を超える場合とし、「人事面において関連がある」とは、一方の株式会社の代表取締役が、他方の株式会社の代表取締役を兼職している場合をいう。

（3）業務別の参加資格要件

ア 設計業務の参加資格要件

(ア) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 平成22年度以降に業務が完了した、次の要件を満たす実施設計業務を元請として履行した実績があること。なお、共同企業体での設計の場合は、代表者として設計実績があること。

a 延べ面積が9,000㎡以上の官公庁の庁舎、又は民間企業の事務所（以下「官公庁の庁舎等」という。）の実施設計（複合施設の場合は、当該用途が延べ面積の9,000㎡以上を占める場合に限る。）。

(ウ) 常勤で3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を設計管理技術者として配置できること（配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする。）。

イ 施工業務の参加資格要件

(ア) 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 共同企業体の代表者は、平成22年度以降に工事が完了し、引渡しが済んだ、次の要件を満たす工事を元請として施工した実績があること。

a 延べ面積が9,000㎡以上の官公庁の庁舎等の建築一式工事（躯体、外装、内装

を含む新築、改築、増築の部分)。なお、複合施設の場合は、当該用途が延べ面積の9,000㎡以上を占める場合に限る。

(ウ) 常勤で3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を現場代理人及び監理技術者として、本業務の施工業務に配置できること(配置予定者の実績及び資格の確認は、技術提案時に行うものとする。)

5 審査方法

下妻市庁舎等整備工事事業者選定プロポーザル審査委員会において審査を行い、最優先交渉権者及び次点候補者を選定する。

6 書類の配布

下妻市ホームページ「<http://www.city.shimotsuma.lg.jp/>」において配布する。

7 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書(様式4-1-1)を下記により提出すること。

- (1) 提出期間 令和2年7月16日(木)午前10時から
令和2年7月21日(火)午後4時まで
- (2) 提出方法 事務局に持参又は郵送により提出(郵送による場合は、受付期間内必着とし、配達記録が確認できる書留郵便等に限るものとする。)

8 技術提案書等の提出

本プロポーザルに関する技術提案書等は、下記により提出すること。

- (1) 提出書類 募集要項のとおり
- (2) 提出部数 募集要項のとおり
- (3) 提出期間 令和2年10月7日(水)午前10時から
令和2年10月9日(金)午後4時まで
- (4) 提出方法 事務局に持参又は郵送により提出(郵送による場合は、受付期間内必着とし、配達記録が確認できる書留郵便等に限るものとする。)

9 その他

本プロポーザルの詳細は、下妻市庁舎等整備工事設計・施工一括発注プロポーザル募集要項による。

10 問合せ先（事務局）

〒304 - 8501 下妻市本城町二丁目 2 2 番地

下妻市総務部財政課施設経営係 担当：山田・岩田・飛田・石原

電話：0 2 9 6 - 4 3 - 2 2 3 5（直通）

電話：0 2 9 6 - 4 3 - 2 1 1 1（代表）内線 1 3 4 3 ~ 1 3 4 5

FAX：0 2 9 6 - 4 3 - 4 2 1 4

E-mail：zaisei@city.shimotsuma.lg.jp